

案件番号 250110077

質 問 回 答 書

令和 7 年 4 月 18 日

履 行 名 称 令和7年度尾島東部土地区画整理事業 区域内除草業務委託

No.	図面 番号等	設計書 (頁)	質 問 内 容	回 答
1	造園関連業務委託における積算基準及び諸経費率（独自経費）の公表について（R7.4.1）		前払金の保証がある業務委託において、「一般管理費等率の補正」は当初設計金額に応じて次のとおりとする。 1) 当初設計金額が税込300万円（税抜額273万円）未満の場合 ⇒ 割合区分：前払金35%から40%以下（「補正なし」）で設定 2) 当初設計金額が税込300万円（税抜額273万円）以上の場合 ⇒ 割合区分：前払金25%を超え35%以下（補正係数1.01）で設定とありますが、当業務委託は昨年前払金が無しで1.05の補正が入っていましたが、今年はこの基準によって補正無しで計算してありますでしょうか？	お見込みのとおりです。
2		006	1次単価表 除草 肩掛式作業について飛び石防護の有無をご教示願います。	当初設計では無しで計上していますが、実態に応じ監督員と協議のうえ積算変更の対象とします。